

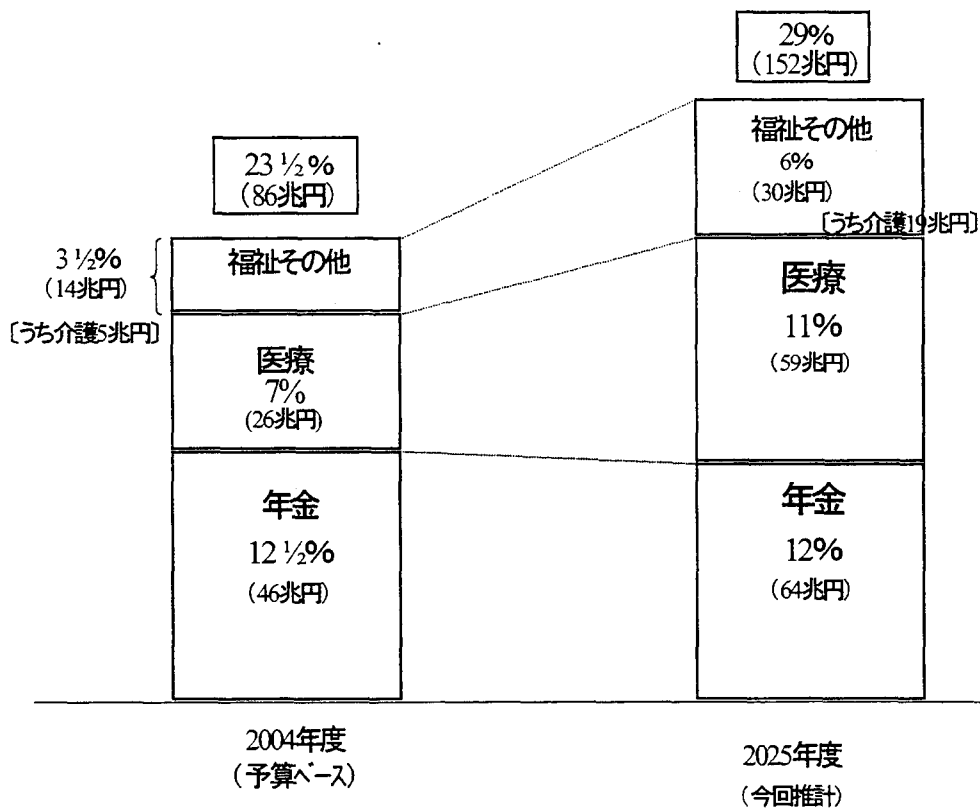
社会保障の給付と負担の将来見通し

- 高齢化の進展に伴い介護給付費も増大する見込みであり、2025年度（平成37年度）までに、給付費ベースで4倍、対国民所得費で3.5倍に拡大する見通しである。

【社会保障の給付の見通し】

社会保障の給付の見通し

～「社会保障の給付と負担の見通し」(平成16年5月推計)～



(注)%表示は国民所得比、()内は実額

(参考1)

社会保障の給付と負担の見通し(平成16年5月推計)

	2004年度(予算ベース) (平成16)		2010年度 (平成22)		2015年度 (平成27)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %
社会保障給付費	86	23 1/2	105	25 1/2	121	27	152	29
年金	46	12 1/2	(110) 53	(26 1/2) 13	58	13	(176) 64	(31 1/2) 12
医療	26	7	(58) 34	(14) 8	41	9	(84) 59	(15) 11
福祉等	14	3 1/2	(35) 18	(8 1/2) 4 1/2	21	5	(60) 30	(11) 6
うち介護	5	1 1/2	(17) 9	(4) 2	12	2 1/2	(32) 19	(5 1/2) 3 1/2
			(8)	(2)			(20)	(3 1/2)
社会保障に係る負担	78	21 1/2	100	24	119	26 1/2	155	29 1/2
保険料負担	52	14	(104) 64	(25) 15 1/2	75	17	(180) 96	(32 1/2) 18
公費負担	26	7	(67) 36	(16) 9	43	9 1/2	(116) 59	(21) 11 1/2
			(37)	(9)			(64)	(11 1/2)
国民所得	366	-	414	-	448	-	525	-
			(414)	-		-	(557)	-

注: 1. 括弧内は平成14年5月推計(基礎年金の国庫負担割合を2分の1にした場合)による推計値である。

注: 2. 仮に、国及び地方の租税負担と財政赤字のうち社会保障以外の支出に係るものの対国民所得比の近年の水準(約26 1/2%(*))に、本推計の2025年度における社会保障に係る負担の対国民所得比(29 1/2%)を単純に合計すると、約56%程度となる。

(*) 約26 1/2% = 租税負担(23.1%) + 財政赤字(9.6%) - 社会保障に係る公費負担(6.4%) (注: 各比率(%)は、平成9~13年度実績値(対国民所得比)の平均)

(参考2)

(社会保障に係る負担の内訳)

	2004年度(予算ベース) (平成16)		2010年度 (平成22)		2015年度 (平成27)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %
社会保障に係る負担	78	21 1/2	100 (104)	24 (25)	119	26 1/2	155 (180)	29 1/2 (32 1/2)
年金	38	10 1/2	48 (51)	11 1/2 (12 1/2)	55	12 1/2	65 (88)	12 1/2 (16)
医療	26	7	34 (35)	8 (8 1/2)	41	9	59 (60)	11 (11)
福祉等	14	4	18 (17)	4 1/2 (4)	22	5	31 (32)	6 (5 1/2)
うち介護	5	1 1/2	9 (8)	2 (2)	12	2 1/2	19 (20)	3 1/2 (3 1/2)
保険料負担	52	14	64 (67)	15 1/2 (16)	75	17	96 (116)	18 (21)
年金	30	8	36 (39)	8 1/2 (9 1/2)	42	9 1/2	51 (70)	9 1/2 (12 1/2)
医療	16	4 1/2	20 (21)	4 1/2 (5)	23	5	31 (33)	6 (6)
福祉等	6	1 1/2	8 (7)	2 (2)	10	2	14 (14)	2 1/2 (2 1/2)
うち介護	2	1/2	4 (4)	1 (1)	5	1	8 (9)	1 1/2 (1 1/2)
公費負担	26	7	36 (37)	9 (9)	43	9 1/2	59 (64)	11 1/2 (11 1/2)
年金	8	2	12 (12)	3 (3)	13	3	14 (19)	2 1/2 (3 1/2)
医療	10	3	14 (14)	3 1/2 (3 1/2)	18	4	28 (27)	5 (5)
福祉等	8	2	10 (10)	2 1/2 (2 1/2)	12	3	17 (18)	3 1/2 (3 1/2)
うち介護	3	1	5 (5)	1 (1)	7	1 1/2	11 (11)	2 (2)

注: 1. 括弧内は平成14年5月推計(基礎年金の国庫負担割合を2分の1にした場合)による推計値である。

(参考3)

[推計の前提]

	平成14年5月推計の前提	今回推計
(1) 経済前提(*)	平成11年年金財政再計算の経済前提をもとに設定。ただし、2007年までは近年の経済情勢を反映させて設定。	平成16年年金財政再計算の経済前提をもとに設定。
(2) 人口推計	国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計)の中位推計による。	同左
(3) 年金	平成11年財政再計算に上記の経済前提及び平成14年1月将来推計人口の影響を織り込んだ推計(現行制度)。	平成16年年金財政再計算に基づく。
(4) 医療	平成14年度予算を足下とし、1人当たり医療費の伸び(一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2% 平成7～11年度実績平均)を前提に、人口変動(人口高齢化及び人口増減)及び平成14年の医療制度改革の影響を考慮して医療費を伸ばして推計。	平成16年度予算を足下とし、1人当たり医療費の伸び(一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2% 平成7～11年度実績平均)を前提に、人口変動(人口高齢化及び人口増減)の影響を考慮して医療費を伸ばして推計。
(5) 福祉等		
a. 介護	平成14年度予算及び最近の認定者の状況を足下とし、サービス利用状況、最近の経済状況、賃金上昇率及び人口変動(人口高齢化及び人口増減)の影響を考慮して推計。	平成16年度予算及び最近の認定者の状況を足下とし、サービス利用状況、最近の経済状況、賃金上昇率及び人口変動(人口高齢化及び人口増減)の影響を考慮して推計。
b. 介護以外	人口や経済の伸び率を勘案して推計。	人口や経済の伸びを勘案して推計。

(注) 地方公共団体が、自らの財源のみで行う事業に係る費用については、この推計には含んでいない。

(*) 毎年の経済前提については、別紙参照。

(参考4)

(別紙)

[経済前提]

(%)

	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21～22 (2009～2010)	平成23以降 (2011～)
物価上昇率	-0.2%	0.5%	1.2%	1.5%	1.9%	1.0%	
	(0.0%)				(1.5%)		
賃金上昇率	0.6%	1.3%	2.0%	2.3%	2.7%	2.1%	
	(1.0%)				(2.5%)		
運用利回り	0.9%	1.6%	2.3%	2.6%	3.0%	3.2%	
	(2.5%)				(4.0%)		
名目国民所得の伸び率	-	1.4%	2.1%	2.4%	2.8%	1.9%	1.6%
	(1.0%)				(2.5%)		(2.0%)

(注)()内の数値は、平成14年5月推計の前提。

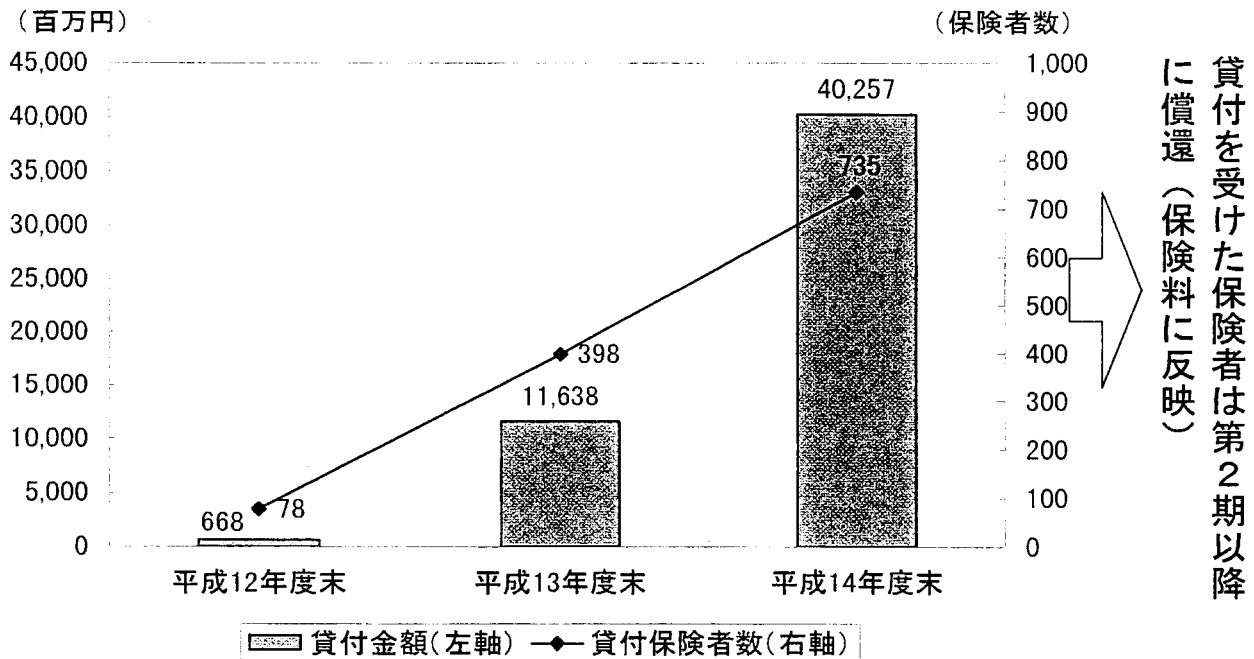
<設定の考え方>

- 2008年までは「改革と展望－2003年度改定」の参考試算に準拠。
- 2009年度以降
 - ・ 物価上昇率は、消費者物価上昇率の過去20年(昭和58～平成14(1983～2002)年)平均が1.0%であること及び「改革と展望－2003年度改定」の参考試算において平成16～20(2004～2008)年度平均の消費者物価上昇率が1.0%であることから、1.0%と設定。
 - ・ 賃金上昇率、運用利回りは、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定。(構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(年次経済財政報告(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。)
- 名目国民所得の伸び率は、賃金上昇率に労働力人口の変化率を加えたものとして設定。(労働力人口の変化率:平成16～20(2004～2008)年は+0.1%、平成21～22(2009～2010)年は▲0.2%、平成23(2011)年以降は▲0.5%)

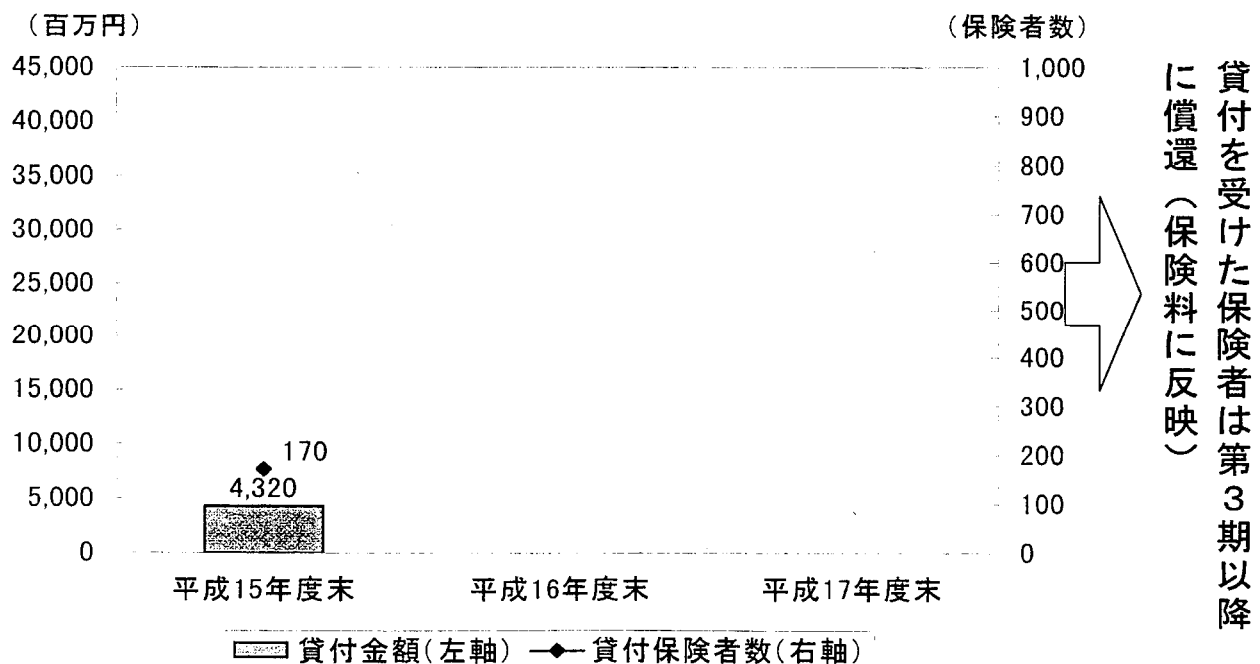
財政安定化基金貸付保険者数の推移

○ 財政安定化基金から貸し付けを受けた保険者数は、直近の平成15年度末現在で170となっており、第1期の初年度（平成12年度）と比較すると、約2倍となっている。

第1期（平成12～14年度）



第2期（平成15～17年度）



※参考

平成15年度末保険者数 2,745

財政安定化基金の基本的仕組みについて

(1) 目的

見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に、一般財源から財政補填をする必要のないよう、市町村に対して資金の交付・貸付を行うもの。

(2) 設置主体

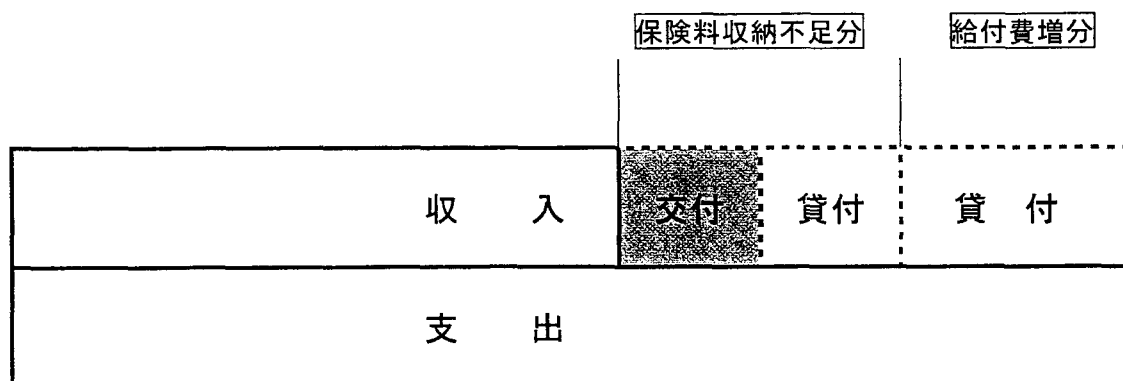
各都道府県（原資は、国：都道府県：市町村（保険料）が1／3ずつを負担）。

(3) 交付・貸付事業

- ① 交付：3年ごと（事業運営期間最終年度）に、財政不足額のうち、原則として保険料収納不足額の1／2を交付。
- ② 貸付：毎年、原則として保険料収納不足及び給付費増による財政不足額の全額（交付があるときは交付額を除いた額）を貸付。

貸付額の償還は、次の事業運営期間に、保険料を財源として行う。

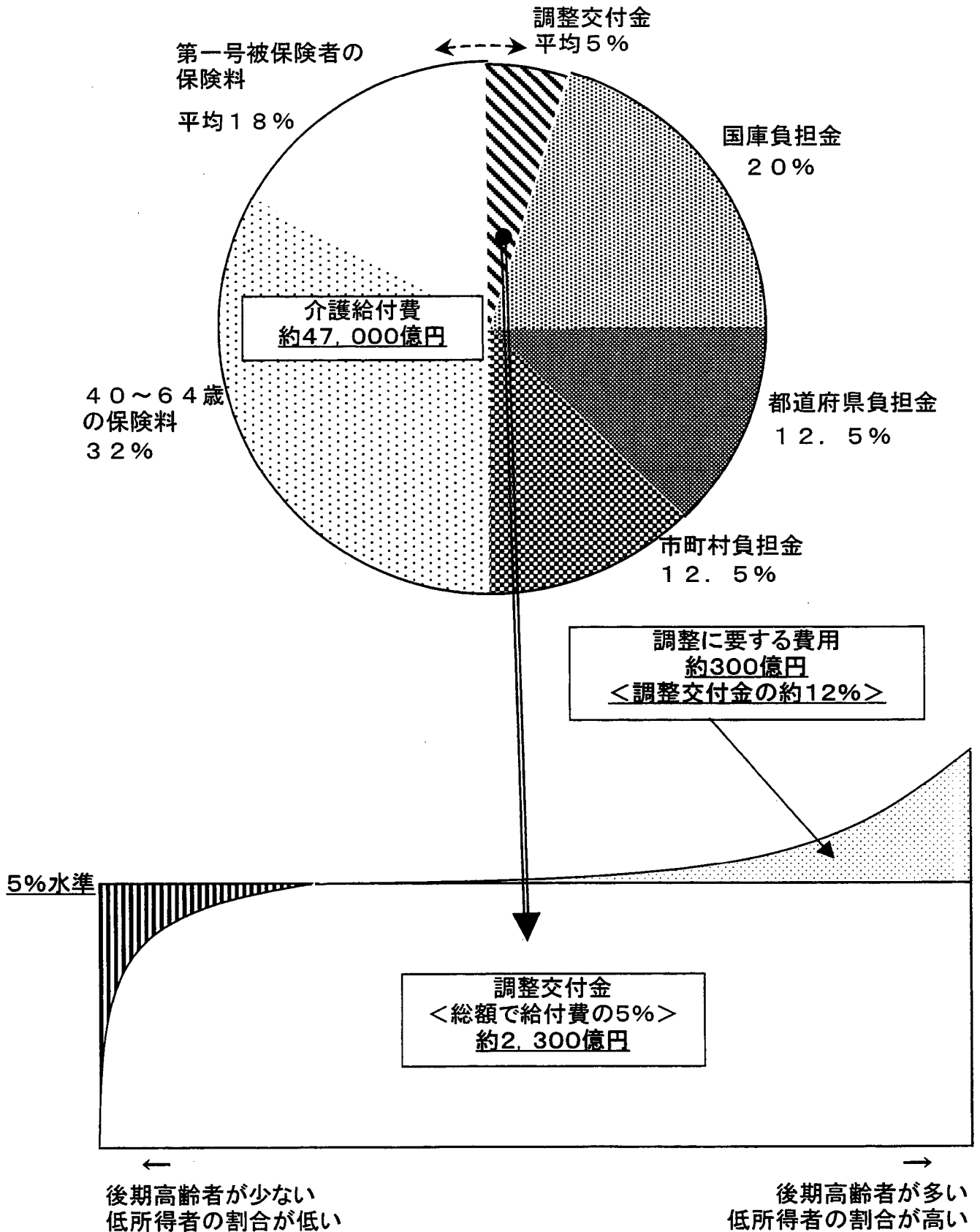
【概念図】



調整交付金による調整効果

(数字は平成14年度)

調整交付金のうち、保険者間の調整のために保険者ごとに増減させている金額は、給付費全体の0.5%強に過ぎないが、全国平均と比較して後期高齢者や低所得者の割合が高い保険者にとっては、保険料水準の増嵩を抑える効果を果たしている。



調整交付金の仕組み

要介護認定者の出現率にかかる調整

後期高齢者加入割合(各市町村における第1号被保険者の総数に対する75歳以上の者の割合)の格差の調整

↑
後期高齢者は一般に要介護者の出現率が高いことから

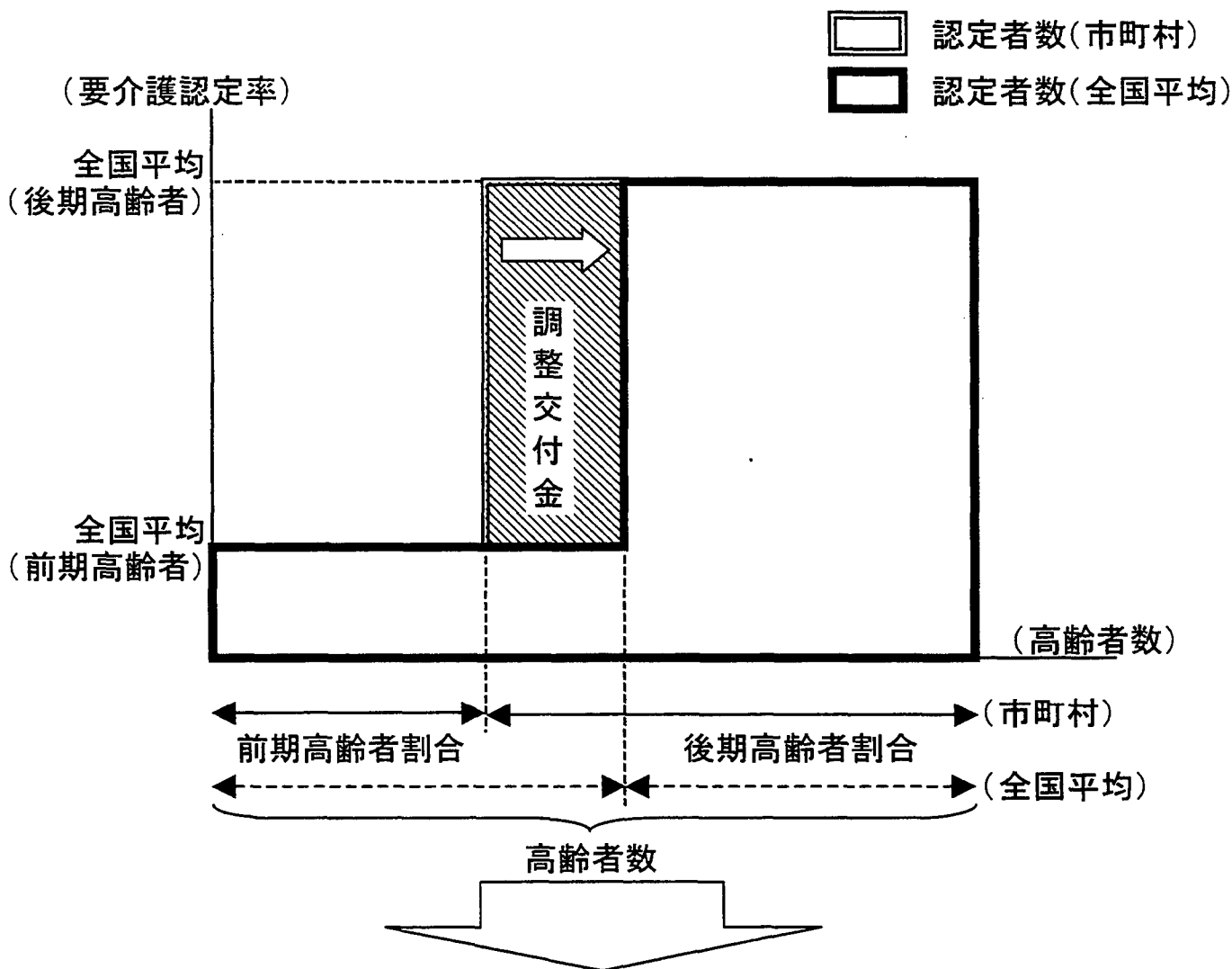
(参考)

前期高齢者にかかる要介護者の割合 約 4 %

後期高齢者にかかる要介護者の割合 約 26 %

(平成15～17年度見込)

<後期高齢者(75歳以上)の割合が全国平均を上回る場合>



その市町村の後期高齢者の割合に関わらず、要介護者の出現する確率が同じ水準になるように調整。

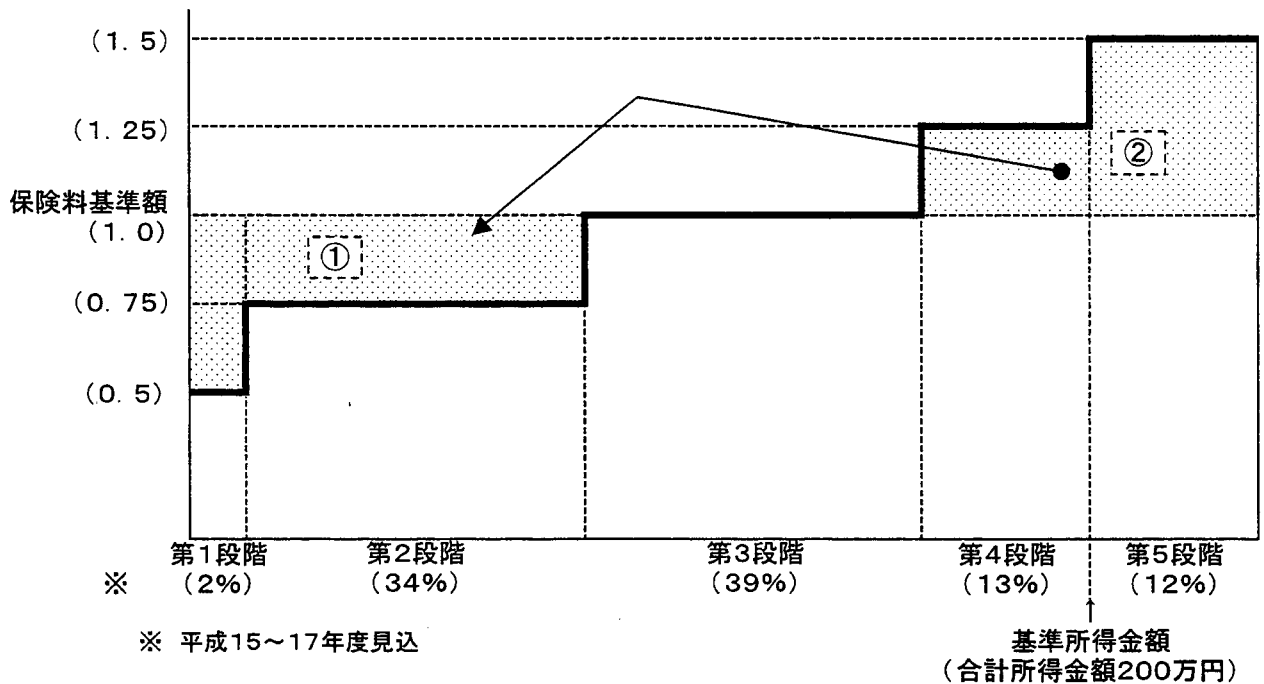
(実際の各市町村の前期・後期ごとの要介護者の出現率は全国平均とは異なる)

被保険者の負担能力にかかる調整

所得段階別加入割合(各市町村における各所得段階別の第1号被保険者の分布状況)の格差の調整
 ←低所得者の割合が高いと保険料水準が高くなることから

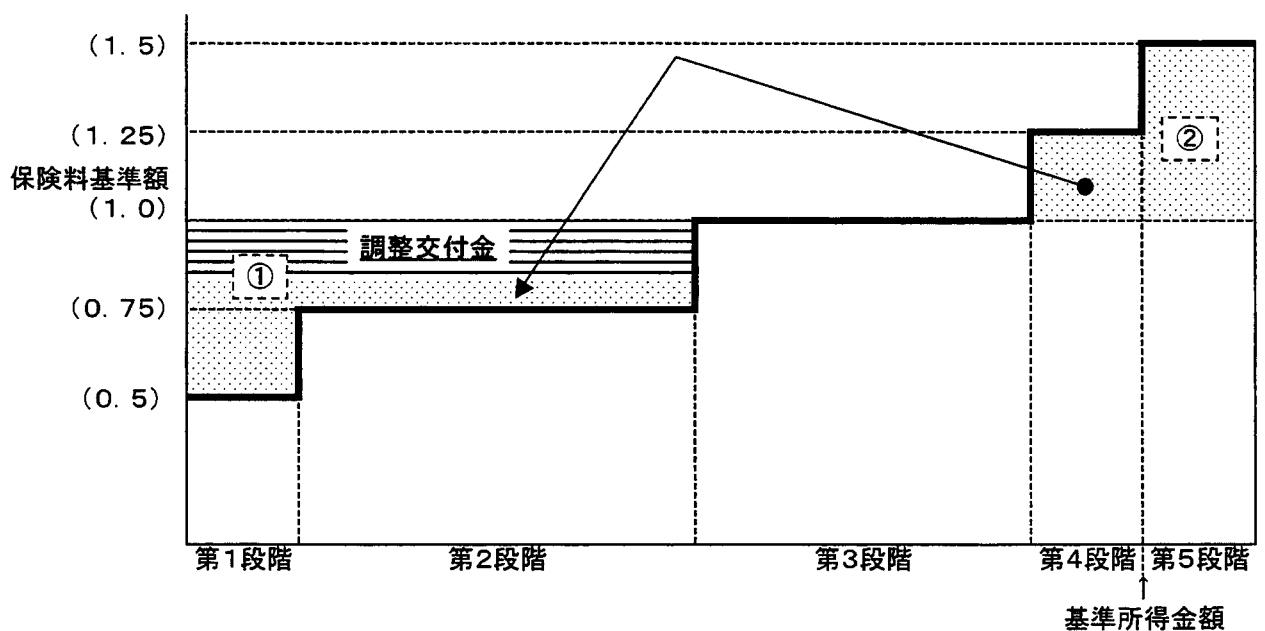
<全国平均>

①の部分と②の部分が全国ベースで均衡するように設定されている。



<例:第1・2段階が全国平均より多い市町村>

第2段階以下の軽減分のうち第4段階以上の上乗せ部分で埋まらない部分を調整



所得分布の違いに関わらず、保険料基準額が全国平均の水準と同じになるように調整。

介護保険における財政調整（まとめ）

《給付面の調整》

後期高齢者割合 → 要介護認定者 → 給付費

高い → 多い → 多い
低い → 少ない → 少ない

全国平均
との乖離



調整交付金
による調整

《負担面の調整》

所得分布 → 保険料所得段階 → 保険料基準額

低所得者が多い → 1・2段階が多い → 高い
高所得者が多い → 4・5段階が多い → 低い

全国平均
との乖離



各市町村の要介護認定率やサービス利用状況が全国平均並みであれば、高齢者の負担は全国的に等しくなるよう設定されている

◎ 市町村ごとに保険料水準が異なるのは、上記の調整の対象と
ならない以下の事由による

- ・ 全国平均の要介護認定率に対する各市町村の認定率の差異
- ・ 利用者1人当たりのサービスの利用額